

## 「十勝関係人口創出・オンライン交流事業」委託業務 公募型プロポーザル企画提案説明書

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

「十勝関係人口創出・オンライン交流事業」委託業務

#### (2) 業務の目的

若者を中心とした首都圏や札幌圏への人口集中等により、十勝地域において、地域づくりの担い手になる人材不足が課題となっている。こうした課題に対し、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、十勝地域と多様に関わるとともに将来的な移住者の増加になりうる「関係人口の創出」を図ることが必要である。

本事業では、関係人口の創出・拡大のため、十勝地域に関心のある管外の住民に十勝への興味を増進させ、十勝の関係人口として誘引するための交流の場構築や情報発信等を目的とする。

#### (3) 契約期間

契約の日から令和4年(2022年)3月11日(金)まで

### 2 業務の詳細な説明

別添「委託業務企画提案指示書」(別添2)のとおり

### 3 公募型プロポーザル方式に参加するものに必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人等又は、複数の法人等による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 単独法人等又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 民間企業、特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であり、道内に本社又は事業所等(本業務を実施するために設置する場合を含む。)を有するものであること(ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。)

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ケ コンソーシアムの構成員が単独法人として重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

#### 4 審査基準

##### (1) 業務遂行能力全般

- ア 本委託業務を遂行する上で、専門的な知識・ノウハウを有しているか。
- イ 業務の企画・実施にあたり、必要な業務処理体制を構築しているか。

##### (2) 企画提案内容

- ア オンラインイベントの形式（システム・人数・日時・環境）は適切か。ターゲット、目的、テーマ設定は明確で事業目的に適うものか。
- イ 企画内容は、ゲストスピーカーと進行役の選定など事業目的の達成に向けて適切な内容となっているか。
- ウ イベント後に参加者が更に関心を深めるきっかけづくりは適切に仕組みられているか。

##### (3) 十勝地域プロモーション動画の作成と広報 PR

- ア 十勝関係人口創出プロモーション動画は、魅力的なものを提案しているか。
- イ 参加者募集にあたり、広報戦略は創意工夫しているか。

##### (4) 本事業の総括及び次年度以降の十勝関係人口創出事業の取組案の検討

- ア オンラインイベントの効果検証及び次年度以降の関係人口創出事業の検討は、適切な手法となっているか。

##### (5) 業務報告書の作成

- ア 業務報告書の作成について、適切な取りまとめ方が示されているか。

#### 5 手続き等

プロポーザルへの参加を希望される場合は、次の手順で企画提案を行ってください。

##### (1) 参加表明書の提出

参加表明書及び関係資料を提出してください。

- ア 提出書類 参加表明書（別添3様式による）、関係資料
- イ 提出部数 参加表明書、関係資料とも1部
- ウ 提出期限 令和3年(2021年)8月4日(水)午後5時(必着)
- エ 提出場所 8のとおり
- オ 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。  
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

##### (2) 企画提案要請書の送付

3の参加要件を満たし、企画提案書を提出することができる事業者には、「企画提案提出要請書」を送付します。

##### (3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- ア 参加資格がないと認められた者は、当該通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

なお、書面は持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）により、8に記載されている提出先に提出してください。

イ 理由の説明は、説明の求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面により回答します。

#### (4) 企画提案書の提出

道から提出要請を受けた事業者は、「企画提案書作成要領」（別添4）により、予算の範囲内かつ企画提案指示書の要件を満たし、最も事業効果が高いと考えられる企画提案書を作成し、提出してください。

ア 提出書類 企画提案書（別添様式による）、関係資料（A4サイズの任意様式による）

イ 提出部数 企画提案書、関係資料とも6部

※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。  
文中にも記載しないよう注意すること。

ウ 提出期限 令和3年(2021年)8月25日(水)午後5時(必着)

エ 提出場所 8のとおり

オ 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

#### (5) 企画提案書に関するヒアリング

企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施します。

ヒアリングの日時、場所、留意事項等は別途通知します。企画提案書提出者が多い場合には、書類選考によりヒアリング参加者を5者に制限します。

なお、ヒアリングに参加しなかった企画提案書提出者は選考から除外します。

#### 6 選考方法

4に記載する審査基準及び5(5)ヒアリングの結果を踏まえ、最良の提案をした者を選定します。

#### 7 予算上限額

868千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、本事業の遂行にあたっては、委託者である北海道十勝総合振興局と連携を密にして業務を進めるため、打合せを一定程度行うこととし、委託料の中に当該打ち合わせに必要な経費を計上すること。

#### 8 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課地域振興係（担当：滝下、鈴木）

住 所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地

電 話：0155-26-9039

FAX：0155-22-0185